

社会福祉法人草萌学舎 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人草萌学舎（以下「法人」という。）の定款第8条、第10条及び第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めることによる。
（1）評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
（2）役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
（3）報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
（4）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給することができる。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。
2 役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給することができる。ただし、本会の給与等支給規則に基づき給与の支給を受ける役員及び国又は地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、第2条の第1号及び第2号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。
2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、給与等支給規則に基づき算出されるものとする。
3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

付 則

1 この規程は、平成29年11月25日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役 職	報酬日額 (1日あたり)	年度総額 (1人あたり)	年間総額 (合計)
評議員	5,510円	16,530円	100,000円

別表2 役員報酬

役 職	報酬日額 (1日あたり)	年度総額 (1人あたり)	年間総額 (合計)
理 事	5,510円	55,510円	200,000円
監 事	5,510円	55,510円	100,000円